第２号様式（第３条関係）

令和5年5月29日

（宛先）京都市会議長

京都市会議員　胡内大輔

収支報告書の提出について

京都市政務活動費の交付等に関する条例第１２条（□第１項　☑第２項）の規定により，別紙のとおり，収支報告書を提出します。

注　該当する□には，レ印を記入してください。

収 支 報 告 書

1 議 員 の 氏 名　　胡内 大輔

2 収 支 の 内 容

項目		金額	主な実績・内容 (括弧内は記載参考例)
交付済総額（①）		400,000 円	
支出済総額	調査研究費		(テーマ，目的等)
	研修費		(テーマ，目的等)
	広報広聴費		(名称，目的等)
	要請・陳情活動費		(目的等)
	会議費		(目的等)

項目		金額	主な実績・内容 （括弧内は記載参考例）
支出済総額	資料作成費		（名称等）
	資料購入費	4,400	（種類等） 京都新聞
	通信運搬費		（通信手段等）
	備品消耗品費		（備品名等）
	人件費		（人数，雇用期間等）
	事務所費	31,575	（場所等） 事務所家賃等
	合計（②）	35,975	
差引残額（①－②）		364,025	

支出先との親族関係について

口座への振込み以外の方法により経費を支出した相手方は，特別の理由を記載したものを除き，親族等（親族，生計を一にする者並びにこれらの者又は議員が役員等の地位を占める法人）ではありません。

議員名 胡内大静

第９号様式（第５条関係）

支　出　調　書　一　覧　表

（資料購入費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　胡内 大輔

整理No.	支出日	使途内容	政務活動費支出額(円)
1	令和5年4月17日	新聞代（令和5年4月分）	4,400
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
小計			4,400

第６号様式（第５条関係）

支　出　調　書（一般用）

会派名又は議員名　胡内大輔

支出年月日	令和5年　4月　17日	整理No.	1
使途項目	調査研究費　研修費　広報広聴費　要請・陳情活動費　会議費 資料作成費　（資料購入費）　通信運搬費　備品消耗品費　人件費　事務所費		
使途内容	新聞代（令和5年4月分）		
按分割合	100％	政務活動費 支出額	8,400　円
備　考			

（領収書等貼付欄）

[redacted]　領　収　証　5年 4月分　No. 1327

花園　坤南町　16

胡内大輔事務所 様

¥4,400円
8%対象　4,400円
10%対象　0円
※印は軽減税率対象

ご購読紙	部数	金額	
京都新聞朝夕刊	1	4,400	※

上記、正に領収致しました。[税込]

令和　年 4月 17日

京都新聞　領収之証

毎度ご購読有難うございます。
Facebook、始めました。
お問い合わせは販売所まで。

京都新聞　御室販売所
右京区谷口唐田ノ内町1-8
Tel：462-0077

注１　使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
　２　領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第９号様式（第５条関係）

支 出 調 書 一 覧 表

（事務所費）　　　　　　　　　　　　胡内 大輔

整理No.	支出日	使途内容	政務活動費支出額(円)
1	令和5年3月29日	事務所家賃（4月分）、振込手数料	19,404
2	令和5年3月29日	駐車場代（4月分）	6,500
3	令和5年5月22日	事務所電気代（4月分）	4,722
4	令和5年5月22日	事務所水道代（令和5年度1期分）	949
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
小計			31,575

第４号様式（第３条関係）

事務所使用状況説明書

会派名又は議員名　胡内大輔

1　基本情報等

(1)　議員事務所の基本情報

所在地	京都市右京区花園坤南町16番地
延べ床面積	（63.76㎡） 【調査研究活動等以外の活動に恒常的に使用している区画の有無等】 ☑ なし ☐ あり　（調査研究活動等に使用する区画の割合［Ⓐ÷（Ⓐ＋Ⓑ）］　％） 調査研究活動等に使用する区画　（Ⓐ　㎡） 調査研究活動等以外の活動に使用する区画　（Ⓑ　㎡） 上記のいずれの活動にも使用する共用区画　（　㎡）
権原	☐ 自己所有 ☑ 賃貸借 【賃貸人の属性】 ☐ 議員の親族　☐ 議員と生計を一にする者 ☐ 上記のいずれかの者又は議員が役員等の地位を占める法人 ☑ 上記以外の者 ☐ その他　（　）
調査研究活動等以外の活動に係る用途との併用	☐ あり 【併用に係る用途】 ☐ 後援会その他の政治団体事務所　☐ 自宅 ☐ その他　（　） ☑ なし

(2)　駐車場の基本情報　※来客用又は議員・職員通勤用に限る。

所在地等	京都市右京区太秦安井東裏町12-2　（1台分）
権原	☐ 自己所有 ☑ 賃貸借 【賃貸人の属性】 ☐ 議員の親族　☐ 議員と生計を一にする者 ☐ 上記のいずれかの者又は議員が役員等の地位を占める法人 ☑ 上記以外の者 ☐ その他　（　）

(3)　経費の計上状況

計上に係る経費の内容	☑ 賃料　☑ 電気代　☐ ガス代　☑ 水道代　☑ 駐車場代 ☐ その他　（　）
按分の理由	☑ 使用面積に基づく按分 ☐ 使用時間に基づく按分（本説明書及び事務所使用状況記録簿に基づく場合） ☑ 使用時間に基づく按分（本説明書のみに基づく場合） ☐ その他　（　）

(4)　議員事務所における常勤職員の勤務状況

常勤職員の勤務状況	☐ 給与等を政務活動費から支出している職員　（　名） ☑ 給与等を政務活動費から支出していない職員　（1名）

補足説明　※「1　基本情報等」及び「2　使用内容等」の記載内容に関する補足説明を要する場合

2　使用内容等

(1)　年間使用時間

年間使用時間	（ⓐ 208 時間 ） 【算出根拠】 □ 1日当たりの平均使用時間等に基づく算出 （1日当たり　　　時間程度 × 年間　　　日程度 ） ☑ その他 （1日当たり平均6時間程度×18＋選挙期間 ）

(2)　主な使用内容（調査研究活動等）

主な使用内容	・資料作成及び収集（市政全般） ・陳情、要望等 ・議会活動に関する業務 ・議員活動に関する連絡業務

(3)　主な使用内容（調査研究活動等以外の活動）

主な使用内容	・党務、政治活動 ・地域活動や所属団体に関する業務 ・選挙活動
使　用　時　間	（ⓑ 年間 108 時間程度 ）

(4)　使用時間全体に占める調査研究活動等に使用した時間の割合

使用時間割合	（（ⓐ-ⓑ）÷ⓐ 48.1 ％ ）

注1　京都市政務活動費取扱要綱第3条第3項第4号イただし書の規定に基づき事務所使用状況記録簿を作成しなかった場合は，この用紙を使用してください。

2　該当する□には，レ印を記入してください。

第4号様式（第5条関係）

支　出　調　書（一般用）

会派名又は議員名　　胡内　大輔

支出年月日	令和 5年　3月 29日	整理No.	1
使途項目	調査研究費　研修費　広報広聴費　要請・陳情活動費　会議費 資料作成費　資料購入費　通信運搬費　備品消耗品費　人件費　（事務所費）		
使途内容	事務所家賃（令和5年4月分）、振込手数料		
按分割合	50%	政務活動費 支出額	19,404 円
備　　考	50%で自主按分する。		

（領収書等貼付欄）

・選挙期間分（4月1日～4月9日）16,632円を差し引く。

・55,440円－16,632円＝38,808円×50%＝19,404円。

[redacted]現金自動預金支払機

ご利用明細書

●本日は[redacted]をご利用いただきありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容
05 03 29	13 43	[redacted] お振込

お取引銀行	お取引店番	お取扱番号	科目・口座番号
[redacted]			＊＊＊

振込通番	振込手数料	金額
B 000092	¥440 [redacted]	¥55000 [redacted]
メッセージコード	残高	
		＊＊ [redacted]

お振込先　[redacted] 様

ご依頼人　コウチ ダイスケ 様

[redacted]

ご案内　（お知らせ欄）

おつり

＊＊ [redacted]

[redacted]

注1　使途項目の欄は，該当する項目を○で囲んでください。

2　領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は，別紙に貼付してください。

建物一時使用賃貸借契約書

賃貸人(甲) [redacted]
賃借人(乙) 胡内 大輔

賃貸人 [redacted] (以下「甲」という）と、賃借人 胡内 大輔 (以下「乙」という）は、本契約書により、後記表示物件（以下「本物件」という。）を事務所のみに使用するため、次のとおり賃貸借契約を締結する。

第１条 （保証金等）
1.乙は、賃借保証金（敷金）として金――――円を契約締結と同時に甲に差し入れする。ただし、この金員は無利息とし、第三者への権利譲渡または質権の設定を禁止する。
2.前項の金員は賃料に充当することができない。

第２条 （賃料）
乙は、賃料として月額金５０，０００円（消費税別途）を、当月末日迄に翌月分賃料（前払）を甲の指定する銀行口座に振込にて支払うものとする。（振込手数料は乙負担）

第３条 （賃貸借期間）
賃貸借の契約期間は、令和２年２月１日から令和２年７月３１日の期間とし、甲・乙互いに本契約内容に異議無き場合は、同条件にて６ケ月間更新し、以後も同様とする。

第４条 （契約の解除）
乙が次の各号の一に該当する場合にあっては、甲は催告等の手続きを要しないでこの契約を解除することができる。
1. 甲の事前の文書による承諾を得ないで賃借目的以外に使用、賃貸借目的を変更し、また本物件を第 三者に転貸し、または甲の承諾なき者を同居させ、或いは権利を譲渡する等の事態があったとき。
3. 甲の事前の文書による承諾を得ないで本物件の原改築、その他構造の変更等を行ったとき。
4. 破産の宣告を受けたとき。
5. 暴力団の構成員、もしくは準構成員であることが判明したとき。
6. 本物件内に暴力団の構成員、もしくは準構成員を居住させ、またはこれらの者を出入りさせたとき。

第５条 （使用上の注意義務）
乙は本物件を使用するに当り善良なる管理者の注意をもって管理を行う義務を負うものとし、本物件内において危険を及ぼし、若しくは近隣の迷惑となるべき行為をなさないものとする。

第６条 （損害賠償）
乙は、自己の責に帰すべき事由により本物件に損傷を与えたときは、その損害賠償の責に任ずるものとする。

第７条 （維持修繕）
乙は本物件の引渡し以後、乙の使用上において生ずる次の各号に掲げる事項につき、乙の責任と負担において、賃借時の状態を維持すべく修繕もしくは取替しなければならない。
①本物件の内装・建具・什器・照明その他、付帯する諸設備の維持修繕。
②水道栓パッキン・管球その他消耗品。
③乙の専用使用に係る部分の水道・給排・排水系統の凍結・破損その他の機能不良に係る修繕、排水系統のつまりによる機能不良の復旧。
④その他乙の専用使用に係る部分の修繕・復旧。

第８条 （契約の消滅）
乙が甲に何等の通告もなく本物件を引き払い退去したときは、その賃借権を放棄したものと看做し、この契約は自動的に消滅したものとする。

第９条 （契約の終了）
本物件が朽廃若しくは天変地異・火災等の不可抗力、或いは公共事業の施工等により使用不能となったときは、この契約は終了したものとする。

第１０条 （賃貸物件の返還）
乙は、第３条に定める賃貸借期間の満了、または第４条により契約解除となったときは、自己の費用をもって本物件を原状に復したうえ明渡し、甲に返還しなければならない。

第１１条 （明渡し時の原状回復義務）
第１０条の目的のため、乙の明渡しに際し、甲または甲の指定する者の立ち会い点検のうえ、本物件に存する消耗・毀損・破損等につき原状回復費用額を算出し、その費用を乙が負担する。
1.乙の使用上生じた費用で、当然乙の負担と認められる事項。

第１２条 （立退料等の請求禁止）
乙は、本物件の返還に際し、特に取り決めの無い限り、立退料、諸経費用如何なる名目にかかわらず、甲に対し金員の請求をなさないものとする。

第１３条 （その他）
この契約に定めがない事項、またはこの契約条項に解釈上疑義が生じた事項については、民法その関係法規に従い、甲乙が誠意をもって協議し定めるものとする。

＜特約事項＞
一、本契約は契約期間が一年未満となり、一時使用の賃貸借契約によるものとする。
一、本物件の鍵は、西側シャッター鍵コピー鍵３本を引き渡すものとする。

以上

＜賃貸借物件の表示＞
所在地 京都市右京区花園坊南町１６番地
名 称 １階事務所
構 造 木造２階建 １階西側部分
面 積 ６３．７６ ㎡（壁芯）

この契約を証するため、本書２通作成し記名押印のうえ甲・乙各１通保有する。

令和 ２年 １月３０日

甲.
住所 [redacted]
氏名 [redacted]
TEL [redacted]

乙.
住所 [redacted]
氏名 胡内 大輔
TEL [redacted]

第4号様式（第5条関係）

支 出 調 書（一般用）

会派名又は議員名　　胡内　大輔

支出年月日	令和 5 年 3 月 29 日	整理No.	2
使途項目	調査研究費　研修費　広報広聴費　要請・陳情活動費　会議費　資料作成費　資料購入費　通信運搬費　備品消耗品費　人件費　事務所費（○）		
使途内容	駐車場代（令和5年4月分）		
按分割合	50 %	政務活動費支出額	6,500 円
備考	50%で自主按分する。		

（領収書等貼付欄）

[redacted]県金自動預金支払機

ご利用明細書

●本日は[redacted]をご利用いただきありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容
050329	1942	[redacted] お振込

お取引銀行	お取引店番	お取扱番号	科目・口座番号
[redacted]			＊＊＊

振込通番	振込手数料	金額
B 000091	¥0 [redacted]	¥13000 [redacted]
メッセージコード	残高	
	＊＊ [redacted]	

お振込先
[redacted]
コ）ウエダ゛マーセル　様

ご依頼人
コウチ　ダ゛イスケ　様
[redacted]

ご案内
（お知らせ欄）
おつり
＊＊ [redacted]

[redacted]

注1　使途項目の欄は，該当する項目を○で囲んでください。
2　領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は，別紙に貼付してください。

駐車場賃借契約証書

前　文

左記の駐車場賃借に関し貸主を甲、借主を乙として賃貸契約を結びます。

駐車場の所在地　京都市右京区太秦安井東裏町十二の二
賃貸料金　壱ケ月に付金12,000　円也
契約期間　平成　　年　　月より平成　　年　　月までの壱ヶ年間
駐車車両番号　　　　　　号

本契約満了時に乙は駐車場を甲に返還する。但し、本契約に違反のない限り改めて甲乙協議の上再契約をすることができる。
再契約時の情勢によっては賃貸料金の増額を行うことができるものとする。

本　文

第一条　乙は甲に対し定められた料金を、各月初めにその月分として支払うこととする（万一壱ケ月でも遅延の場合、乙は甲より契約を解約、明け渡しを請求されても異議を申し立てることはできないものとする）。

第二条　甲は、乙との連絡が壱ケ月以上に渡って不可能になった場合乙が駐車場の使用を放棄したものと見なし、自動車および乙の備品を甲が処分しても乙は異議を申し立てることはできない。

第三条　駐車場は原型のまま使用し、本契約の権利を第三者に譲渡したり転貸することはできない。

第四条　駐車場において駐車中の車両に起きた一切の被害について、乙は甲に責任または賠償を請求することはできない。

第五条　契約期間中においても、当駐車場と近隣の駐車場の賃貸料が著しい差額を生じたり、物価の上昇、諸税公課の増額が生じた場合、甲は乙に対し賃貸料の増額を申し出ることができる。

第六条　本契約期間中に乙が契約を解約する時は、必ず甲に対し壱ケ月以前に申し出ること。壱ケ月以前に申し出のない場合は翌月の賃貸料を支払わなければならない。

第七条　本契約期間中に甲が契約を解約する時は、乙に対し弐ケ月前に文書にて申し出ること。その場合乙は期限日までに甲に無条件に使用駐車場を明け渡すこととする。

甲と乙は本契約を結ぶにあたり前記の前文および本文各条を承認し、署名捺印の上甲乙各一通を保管することとする。

平成 26年 12月 27日

貸　主（甲）
住　所　京都市右京区太秦安井東裏町十二の二
氏　名　㈲上田マーケット
上　田　浩　史　[redacted]

借　主（乙）
住　所　[redacted]
氏　名　河内大輔　[redacted]
電話番号　[redacted]

（事務所費）

・「事務所電気代・水道代」に係る按分の考え方について（令和２年９月分より）

事務所が入居している建物全体（96.32 ㎡）のうち、事務所として使用している面積（63.76 ㎡）分を按分し、さらに 50%で自主按分する。

63.76÷96.32＝0.6619…　　0.66×50%＝0.33　　⇒33%

第4号様式（第5条関係）

支 出 調 書（一般用）

会派名又は議員名　　胡内　大輔

支出年月日	令和 5 年 5 月 22 日	整理No.	3
使途項目	調査研究費　研修費　広報広聴費　要請・陳情活動費　会議費 資料作成費　資料購入費　通信運搬費　備品消耗品費　人件費　**（事務所費）**		
使途内容	事務所電気代（令和5年4月分）		
按分割合	33％	政務活動費 支出額	4,722 円
備考	按分の考え方について、別紙参照		

（領収書等貼付欄）

・選挙期間分（3月31日～4月9日）6,815円を差し引く

・21,126円－6,815円＝14,311円×33％＝4,722円

電気料金振込受領証（兼請求書）

いつもご利用いただきありがとうございます。

胡内　大輔　様

5 年 4 月分

[redacted]

21,126 円

3月14日～ 4月13日

1,920 円

ご使用場所
京都市右京区花園坤南町16

31　825　－

－3926.94 円

2,846 円

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日　5 月 15日　5 月 15日

本票は、5月28日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。

京都料金センター　0800-777-8810

収納印

220736

2023.5.22

収納

収入印紙不要

（お客さま控え）

注1　使途項目の欄は，該当する項目を○で囲んでください。

2　領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は，別紙に貼付してください。

電気ご使用量のお知らせ

本書作成年月日
令和 5年 4月14日

胡内 大輔 様
いつもご利用いただきありがとうございます。

お客さま番号	今回検針日	次回検針日
[redacted]	4月14日	5月17日

供給地点特定番号 (1) [redacted]

年月分	ご請求金額	ご使用期間	3月14日～ 4月13日
5年 4月分	21,126円	お支払期限日	5月15日

ご契約種別1	従量電灯A	ご請求金額	21,126円
当月ご使用量	825kWh		
ご参考	398kWh 前年同月ご使用量 (期間 3月14日～ 4月13日)		
当月指示数	13429.9		
前月指示数	12604.9		

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	379 76	再エネ促進賦課金	2,846 00
1段料金	2,132 55	消費税等相当額再掲	1,920 00
2段料金	4,627 80		
3段料金	15,067 50		
燃料費調整額	－3,920 94		

計器番号 [redacted]

ご契約種別2	＊＊＊＊＊＊	ご請求金額	＊＊＊＊＊＊

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭

関西電力

従量電灯A	(参考) 託送料金相当額 (再掲)	7,441円
	うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	198円00銭

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

5年 4月分 ご請求に関するお知らせ

電気料金領収済のお知らせ

ご契約種別		
年月分		
領収金額	＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊
消費税等相当額(再掲)		
ご使用期間		
ご使用量		
振替日		

口座名義		
店舗	口座番号	

[illegible]

<ご使用場所> 京都市右京区花園坤南町16

単価名称	月分	従量電灯A 最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき
燃料費調整	当月分	－71円34銭	－4円76銭
	翌月分	－71円34銭	－4円76銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円75銭	3円45銭

関西電力

第4号様式（第5条関係）

支出調書（一般用）

会派名又は議員名　　胡内　大輔

支出年月日	令和 5年 5月 22日	整理No.	4
使途項目	調査研究費　研修費　広報広聴費　要請・陳情活動費　会議費 資料作成費　資料購入費　通信運搬費　備品消耗品費　人件費　（事務所費）		
使途内容	事務所水道代（令和5年度1期分）		
按分割合	33 %	政務活動費 支出額	949 円
備考	按分の考え方については別紙参照		

（領収書等貼付欄）

・選挙期間分
（3月31日～4月9日）
576円を
差し引く

・3,454円−576円
＝2,878円
×33%
＝949円

水道料金
下水道使用料
納入通知兼領収書 ㊓

お客さま番号 [redacted]
（102）

こうち　大輔　様

納入期限　令和 5年 5月 19日

御使用水量

年度	期	検針月	戸数	呼び径	用途
5	1	4	1	13	00

水道使用水量㎥	水道汚水排出量㎥	井戸汚水排出量㎥
6	6	

請求額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

水道料金	2,024円
下水道使用料	1,430円
合計額	3,454円

この料金は次の場所で使用されたものです。
（ご使用期間）令和 5年 2月14日 ～ 令和 5年 4月14日

右京区花園　坤南町
１６

こうち　大輔　様

上記金額を領収しました。
収入印紙不要

領収日付印
220736
2023. 5. 22
収納

京都市公営企業管理者上下水道局長之印

京都市公営企業管理者上下水道局長
担当営業所　西部営業所　TEL 075-841-9184

（お客さま控）

注1　使途項目の欄は，該当する項目を○で囲んでください。
2　領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は，別紙に貼付してください。

京都市上下水道局 **水道使用水量のお知らせ**

お客さま番号	検針区	使用者コード	水栓番号	戸数	呼び径	メーター番号
	[redacted]			1	13mm	[redacted]

下水区分	汚水区分	用途	支払方法
接続済	水道のみ	一般	納付書送付

こうち 大輔 様

表示の金額には，消費税及び地方消費税相当額を含みます。

05年度 1期ご使用分（2月 14日～ 4月 14日）

今回指示数	46 m³
前回指示数	40 m³
取替前メーター使用量	m³（ 月 日）
井戸汚水等排出量	m³

今回ご使用水量 6 m³

前年同期使用水量 2m³　前期使用水量 2m³

ご請求予定額 3,454円

（内訳）水道料金 2,024円　下水道使用料 1,430 円

口座振替ご利用のお客さまへ

水道料金からの割引額 *** 円　下水道使用料からの割引額 *** 円

割引後のご請求額 ********** 円

「割引後のご請求額」は，右記の請求日にお引き落としさせていただいた場合に適用いたします。　今回口座請求分

このお知らせ票により集金することはありません

次回検針予定日 6月15日 （天候等により変更する場合があります）

悪質業者にご注意！修理は京都市指定業者で！

通信欄

水道料金等口座振替済のお知らせ（前回検針分）

** 年度 * 期ご使用分（ **月**日 ～ **月**日）

振替日 ********

水道使用水量	****** m³	汚水排出量	****** m³
水道料金	********** 円	下水道使用料	********** 円
口座割引額	*** 円	口座割引額	*** 円
水道料金（口座割引額適用後）	*********** 円	下水道使用料（口座割引額適用後）	*********** 円

振替金額 ************* 円

検針のお問い合わせ先（業務委託先）　TEL　FAX

マイタウンサービス㈱　811-5942　811-5943

検針月日 5年 4月14日 検針員 [redacted]

京都市上下水道局

※上下水道局職員を装った訪問業者にご注意ください※

裏面に 京都生活協同組合 の広告を掲載しております。